

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

東北（宮城）国民年金 事案 1782

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から57年4月まで

私が初めて国民年金被保険者となった昭和56年10月から就職した57年4月までの7か月の国民年金保険料は、母が毎月納付していたと記憶している。申立期間は未納とされているが、確実に納付しているはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、昭和36年4月から61年8月までの国民年金加入期間のうち、40年3月を除いた期間の保険料を納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和56年12月1日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間は国民年金保険料の現年度納付が可能な期間に該当する。

さらに、申立人は、家族全員の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたと述べているところ、オンライン記録及び申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）に収納年月日の記録がある期間については、申立人とその母親は同一日に保険料を納付していることが確認できる上、申立期間当時において申立人と同居していた4人の親族全員の保険料が申立期間の全てについて納付済みとされているにもかかわらず、納付意識の高かったその母親が申立人の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和46年2月25日、資格喪失日は同年12月29日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和46年2月から同年9月までは6万4,000円、同年10月及び同年11月は8万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和47年4月7日、資格喪失日は同年7月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和47年8月18日、資格喪失日は同年10月8日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③に係る標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月25日から同年12月29日まで
② 昭和47年4月7日から同年7月25日まで
③ 昭和47年8月18日から同年10月8日まで

申立期間①から③までについて、A株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①から③までにおいて勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な記憶及び同僚の回答から、申立人は、申立期間①から③までにおいて、A株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（1回目の資格取得日は昭和46年2月25日及び資格喪失日は同年12月29日、2回目の資格取得日は47年4月7日及び資格喪失日は同年7月25日並びに3回目の資格取得日は同年8月18日及び資格喪失日は同年10月8日）が確認できる。

さらに、申立人の元同僚からは、「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」旨の回答が得られていることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間①については、申立人が昭和46年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月29日に資格を喪失した旨の届出を、申立期間②については、47年4月7日に被保険者資格を取得し、同年7月25日に資格を喪失した旨の届出を、申立期間③については、同年8月18日に被保険者資格を取得し、同年10月8日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和46年2月から同年9月までは6万4,000円、同年10月及び同年11月は8万6,000円、47年4月から同年6月までは7万6,000円、同年8月及び同年9月は9万8,000円とすることが妥当である。

東北（福島）国民年金 事案 1779

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 48 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納とされている。

申立期間当時、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も母親が自らの分と当時同居していた妹の分も一緒に毎年 4 月頃前納していた記憶がある。

申立期間当時の保険料を納付してくれていたことを示す父親名義の預金通帳の写しを提出するので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親が国民年金保険料を母親の保険料と一緒に毎年 4 月頃前納してくれていたと述べているところ、オンライン記録によると、申立人の母親の保険料は、申立期間①の大部分の期間が未納とされていることが確認できる上、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、「特例納付に関する通知発送年月日 49.11.13」と押印されており、申立人に対して、第二回特例納付の実施（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）に伴い保険料の納付可能期間となる昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの期間のうち、保険料が納付されていない期間がある旨の通知書が発送されたことがうかがわれることから、49 年 11 月の時点で、申立期間①のうち、過年度納付が可能な期間を除く 45 年 3 月から 47 年 9 月までの期間に保険料の未納期間があったと考えられ

る。

申立期間②について、申立人は、その母親が申立人及びその妹の国民年金保険料を母親の保険料と一緒に納付してくれていたと述べているところ、オンライン記録によると、申立人の母親の保険料は申立期間②を含む昭和48年4月から60歳に到達した59年*月までの期間について納付されていることが確認できるものの、当該妹に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間②のうち53年4月から厚生年金保険の被保険者となる直前の同年8月まで申立人及び両親と同居し、申立人と一緒に家事手伝いをしていたとする申立人の妹の当該期間の保険料は未納となっていることが確認できる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、当該期間の保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、申立人の父親名義の預金通帳の写しを提出しているところ、当該通帳によると、申立期間②より後の期間の保険料に充てたと考えられる出金記録が確認できるものの、申立期間①及び②の保険料に充てたと考えられる出金記録は見当たらないことから、当該通帳の出金記録をもって、申立期間①及び②の保険料を納付していたとまでは言えない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（岩手）国民年金 事案 1780

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 59 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納とされている。

申立期間の国民年金保険料は、銀行の窓口で毎月納付していた。申立期間のうち昭和 56 年 7 月から 57 年 12 月までは就労し、保険料を納付するだけの収入があり、結婚した同年 12 月以降は、夫の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、夫の保険料のみが納付済みになっており、納得できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行の窓口で毎月納付していたと述べているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和 59 年 4 月 10 日に氏名変更、住所変更及び被保険者資格の再取得に関する手続を行い、54 年 9 月 1 日に遡って被保険者資格を再取得したことが確認できる。このことから、同手続を行った 59 年 4 月の時点までは、申立期間は未加入期間として取り扱われており、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は「昭和 57 年 12 月に婚姻した後の申立期間の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付していた。」と述べているところ、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、保険料は昭和 57 年度が前納、58 年度は定額納付されていることが確認できるものの、申立人に係るオンライン記録によると、昭和 60 年 9 月 6 日に申立

人に対する過年度納付書が発行されたこと、及び申立人に係る上記国民年金被保険者名簿により 59 年度の保険料は現年度納付されたことが確認できることから、その時点で、申立期間のうち 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間に未納期間があったと考えられ、必ずしも申立期間の保険料を申立人の夫の保険料と一緒に納付していたとまでは言えない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1781

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 55 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 50 年 7 月から 55 年 8 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が A 市役所の B 町近辺にあった支所へ定期的に出向き、納期限までに現金で納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら定期的には A 市役所の支所へ出向き、納期限までに国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額についての記憶は定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間において申立人が同市以外に住所を異動した形跡は無く、申立人も同市から転出しなかったと述べていることから、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は近接した二つの期間で、期間の合計も約 6 年に及び、これだけの長期間の事務処理を行政機関が続けて誤ることも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その上、申立人に係る前述の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立期間はいずれも未納期間とされている上、オンライ

ン記録とも一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1783

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年3月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納とされている。

私は、昭和49年11月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を当時同居していた元夫の保険料と一緒に郵便局の窓口で毎月納付していた。また、51年8月にB市に転入してからも同様に納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月31日にB市において婚姻後の姓で払い出されていることが確認できることから、この頃、国民年金の加入手続が行われ、47年4月1日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。このことから、加入手続が行われた53年1月の時点までは、申立期間は未加入期間として取り扱われており、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を当時同居していた元夫の保険料と一緒に納付していたと述べているところ、当該元夫の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、元夫についても、申立期間のうち昭和50年10月から同年12月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間に係る保険料は未納となっている。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金

保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3007（宮城厚生年金事案 1892、2621 及び 2726
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月18日から同年7月1日まで
② 昭和28年10月1日から36年4月1日まで

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、昭和36年8月1日に私の氏名変更が行われていることが確認できるとのことであるが、私は、この頃、氏名変更の手続を行ったことは無く、当然、これまでの申立てにおいて主張してきたように、脱退手当金の請求手続も行っておらず、受給もしていない。

A事業所で勤務していた当時の同僚から、同事業所では脱退手当金の請求に関わっていないとの証言も得ている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、同年8月1日に申立人の氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年8月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情

は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成22年12月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は1回目の審議結果に納得できないとし、1回目の審議結果に基づく通知文書の中で厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更が行われたのは昭和36年8月1日となっているが、婚姻したのは33年9月*日であるとして戸籍謄本を提出し、再申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更は、婚姻に伴い自動的に変更されるものではなく、厚生年金保険被保険者氏名変更届が社会保険出張所（当時）へ提出されることによつて変更されるものであって、申立人に係る婚姻日（昭和33年9月*日）、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更年月日（昭和36年8月1日）及びオンライン記録の脱退手当金の支給決定日（昭和36年8月9日）を時系列でみると、脱退手当金の支給決定日と払出簿の氏名変更年月日が近接していることから、申立期間に係る脱退手当金の請求に伴い氏名変更の届出が行われたと考えるのが自然であり、申立人の再申立てに当たっての主張は年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、既に同委員会の決定に基づき平成23年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人は、A事業所での元同僚2人が脱退手当金に関する申立てを他の年金記録確認地方第三者委員会に対して行い、申立てが認められたとしてその通知文の写しを資料として提出しているが、これらの申立ては、脱退手当金に係る最終事業所が申立人とは異なり、A事業所の後に勤務した事業所である上、本来、脱退手当金を請求する場合には請求以前の全ての厚生年金保険被保険者期間を対象とすべきところ、最終事業所の前に同一記号番号で管理された一部未請求期間があることなどから事務処理に不自然さがうかがえるとしてあっせんされたものであり、いずれの申立ても申立人の申立てとは事情が異なることから、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に同委員会の決定に基づき平成24年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A事業所で勤務していた当時の同僚から、同事業所は脱退手当金の請求に関与していなかったとする証言を得たとして申し立てているが、当該同僚から聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言は得られず、当初の委員会の上記決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、中学校卒業後の昭和 43 年 4 月 1 日に株式会社A（現在は、株式会社B）に入社し、同社の敷地内にあった職業訓練校に3年間在学していた。職業訓練校在学中も給与が支払われており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間について、株式会社Aに在籍していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Bから提出された社内歴カードによれば、申立人の正社員としての入社日は昭和 46 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できるところ、同社は「当時の給与関係の書類及び職業訓練校に関する書類は、事務所建て替えの際に廃棄しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる資料は無い。昭和 45 年 4 月から職業訓練校の在學生は厚生年金保険に加入させない扱いになったと考えられる。」と回答している。

また、株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が職業訓練校生として名前を挙げている同僚6人についても、全員が申立人と同様に昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、46 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、同社の事業主は、職業訓練校の在學生については、45 年 4 月から厚生年金保険に加入させない扱いにしたことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月頃から 54 年 7 月頃まで

私は、昭和 53 年 3 月に中学校を卒業後すぐに有限会社 A（現在は、株式会社 B）に勤務し、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する有限会社 A の所在地は、同社の商業登記簿謄本の記録と一致している上、申立人が当時の勤務内容を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、有限会社 A は、昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社 B は、「申立期間当時の関連資料は廃棄済みのため、詳細については不明である。」旨回答しており、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、雇用保険の加入記録により、申立期間当時から同社に勤務していたことが推認される 9 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、回答があった 6 人全員が、「申立人の詳細な勤務期間は覚えていないが、申立期間当時、申立人は厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答している上、当該 6 人のうち

4人は、申立期間当時、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間当時、有限会社Aにおいて社会保険の事務手を担当していた者は、「事業所として厚生年金保険に加入したのは昭和62年以降であり、それ以前は、C組合のD国保と失業保険にだけ加入していた。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。